

令和元年度 文教委員会資料②

【所管事務の調査（報告）】

「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）」の策定について

資料1 「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）」の概要

資料2 「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）」・・・・・・・・別ファイル

資料3 「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）」について御意見をお寄せください

市 民 文 化 局

（令和元年11月14日）

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会がその解消に取り組まなければならない重要課題の一つとして、防止に向けて取り組むとともに、被害者に対して状況に応じた相談、保護、自立に向けた支援などを関係機関が連携して行うことが求められている。

(1) 国の動き

- ・平成 13(2001)年 4 月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)を制定
- ・平成 19(2007)年 6 月改正 基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの機能の整備が市町村の努力義務
- ・平成 25(2013)年 7 月改正 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法適用対象
⇒デートDV も深刻な問題であると認識が高まっており、その対策が必要となっている。
- ・令和元(2019)年 6 月「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の成立に伴い改正
⇒DV 被害者及び同伴児の保護においては、児童虐待防止対策との連携強化が求められる。

(2) 川崎市の状況

- ・平成 22(2010)年 3 月 DV 防止法に基づく市町村基本計画となる「川崎市 DV 被害者支援基本計画」を策定
- ・平成 27(2015)年 3 月 「川崎市 DV 防止・被害者支援基本計画」(第 2 期基本計画)を策定

2 現状

(1) 配偶者等暴力に関する被害の状況 【→課題ア】

- ・市民の女性の 3 人に 1 人、男性の 4 人に 1 人は DV 被害を経験(デートDV は女性の 5 人に 1 人、男性の 10 人に 1 人)
- ・身体的・精神的・性的・経済的などの複数の暴力が重複している場合もあり DV 被害の複雑化が見られる。

(2) 相談の状況

- ・川崎市の DV 相談件数は増加傾向(平成 26(2014)年度 1,146 件から平成 30(2018)年度 3,088 件に)
- ・相談者の年齢は若年層から高齢層まで幅広く、被害は配偶者間だけではなく事実婚や交際相手間でも起きている。
外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなどの被害者もあり、被害者状況は多様化している。【→課題ア】
- ・男女ともに 6 割以上の人が相談窓口を「知らない」。
- 「どこ(だれ)にも相談しなかった」を選んだ人は 52.9% (女性 44.3%、男性 69.3%) } 相談に至っていない潜在的な被害者は多い。【→課題イ】

(3) 一時保護の状況 【→課題ウ】

- ・川崎市の一時保護件数は、平成 30(2018)年度は 16 件と、前年度の 34 件より減少
- ・一時保護件数が減少傾向にある背景として、保護に際してのルールへの懸念から、加害者からの危険性が高い場合でも被害者が一時保護施設の利用を躊躇する場合がある。

(4) 自立支援の状況 【→課題エ】

- ・被害を受けた時、「子どもの養育」や「経済的不安」等が懸念事項として自立に向け課題となっている。
- ・子どもの面前で行われる DV は心理的虐待であり、平成 30(2018)年度、川崎市児童虐待相談・通告種別件数割合のうち心理的虐待は 54.3% を占める。

(5) DV・デートDV の認知度及びその防止に向け必要な対策(市民意識) 【→課題オ】

- ・夫婦間で行われる暴力に対する認識は高くなってきているが、精神的暴力や社会的暴力に対する認知度は低い。
- ・デートDV の認知度は男女ともに 4 割程度で、経年で大きな変化は見られない。
- ・DV やデートDV 防止に向け必要な対策として、市民の 6 割以上が「相談窓口の周知」、5 割以上が「男女平等観に基づいた教育や暴力を許さない人権教育の充実」を選択している。

3 第2期基本計画の取組状況と課題

(1) これまでの主な取組状況

- ・平成 28(2016)年度、新たに「DV 相談支援センター」を設置し、配偶者暴力相談支援センター機能を整備
- ・毎年度、職員を対象にした「川崎市 DV 防止・被害者支援基本計画」研修を実施
- ・毎年度、関係機関との連携を目的とする「川崎市 DV 被害者支援対策推進会議」を開催
- ・児童虐待と密接な関連がある DV 被害は、各区地域みまもり支援センター等と児童相談所等が連携し支援を実施
- ・毎年度、市内高校生・大学生・専門学校生を対象にしたデートDV 予防啓発事業を実施
- ・平成 28(2016)年度、「男性のための電話相談」を設置し、男女共同参画の視点に立った助言や情報提供を実施

(2) 課題

ア 複雑化する DV 被害や被害者の多様な状況に応じた支援

【→施策目標 1、6】

- ・複雑化する DV 被害や被害者の多様な状況への対応に向け、被害者支援を担う機関の組織的対応力の向上並びに職員の専門性の確保及びその継承を図り、被害者支援体制を充実させていく必要がある。

イ 相談窓口の更なる周知

【→施策目標 3】

- ・被害者が安心して相談窓口につながるできるよう、相談窓口の更なる周知が必要となっている。その際は、DV の特性についての理解の啓発も行い、相談を促す取組を推進していくことも必要となっている。

ウ 被害者一人ひとりの自己決定に応じた多様な支援

【→施策目標 4、12】

- ・危険性が高い場合でも保護に繋がりにくくなっているという課題に対し、DV 防止法に基づく支援の枠組みの中で被害者の安全安心を確保しながら、被害者一人ひとりの自己決定に応じた多様な支援の推進が必要となっている。

エ 関係機関と連携した自立支援及び同伴児への支援

【→施策目標 7、8、9、12】

- ・各種制度を活用しながら関係機関及び自治体が相互に連携して被害者の置かれた立場を理解し、自立に向けた支援を行うことが必要となっている。同伴児への支援については、法改正も踏まえ、関係機関と連携しながら推進することが必要となっている。

オ DV 防止啓発の充実

【→施策目標 11】

- ・DV に対する理解促進に向け、幅広い対象に向けた啓発を行う必要がある。特に、将来的な DV 防止に向け、若年層に対し、より早い段階から暴力に対する理解を深める啓発を行うことが必要となっている。男性については、相談に結び付きにくい状況があることも踏まえ、意識啓発を行う必要がある。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画推進の視点

- (1) DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (2) 子どもの目の前でされる DV は、児童虐待であり、DV が行われている家庭の子どもも被害者です。
- (3) 被害者が安全に安心して地域で暮らしていけるよう、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援をします。
- (4) 関係機関及び民間団体との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

2 計画の基本目標

- | | |
|-------|-------------------------|
| 基本目標Ⅰ | DV 被害者の安全確保と支援体制の充実 |
| 基本目標Ⅱ | DV 被害者の自立支援の促進 |
| 基本目標Ⅲ | DV に関する関係機関・民間団体との連携・協力 |
| 基本目標Ⅳ | DV を許さない社会づくりの推進 |

3 計画の位置付け

- (1) DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく「市町村基本計画」であり、国の基本方針及び「かながわ DV 防止・被害者支援プラン」(平成 31(2019)年 3 月改定)と整合性を図った計画
- (2) 「第 4 期川崎市男女平等推進行動計画」施策 9 に位置付けられるとともに、「川崎市総合計画」及び川崎市各種計画と整合性を図り推進していく計画
- (3) 「SDGs」の「目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と理念を共有
- (4) 川崎市における DV 防止の取組及び DV 被害者支援のあり方や方向性を定め、施策を総合的、体系的に推進するための計画

4 計画期間

令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度

5 計画の体系

第 3 章を参照

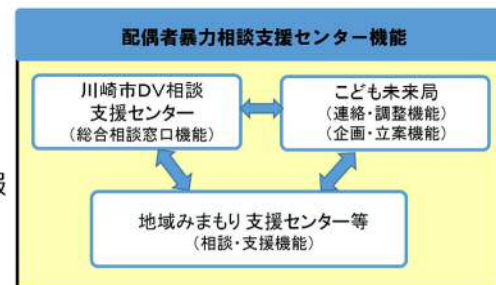
第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ DV被害者の安全確保と支援体制の充実

施策目標1 被害者支援体制の充実

⇒配偶者暴力相談支援センター機能の充実

- ・相談・支援機能：組織的対応力の向上
- ・連絡・調整機能：関係部署・自治体・関係機関との適切な連携・情報共有
- ・企画・立案機能：被害者支援に関する情報収集・分析、研修の企画・実施、情報共有の仕組みや連携体制の構築
- ・総合相談窓口機能：DV相談支援センターの周知・利用促進



施策目標2 早期発見に向けた連携

⇒医療機関、警察、民生委員児童委員・主任児童委員、教育機関等における被害の早期発見の促進

施策目標3 相談体制の充実

⇒相談支援機能の充実、相談窓口の周知、相談窓口における秘密の保持と安全の確保

- ・DV相談支援センターを中心とする各相談窓口が連携した相談の実施、相談窓口の一層の周知

施策目標4 一時保護支援と被害者の安全確保

⇒一時保護支援の充実、一時保護施設等との連携、安全の確保の徹底

- ・支援事例の蓄積・活用や、現行のシェルター支援とは異なるより自己決定に即した保護事業のあり方の調査及び関係機関等との協議の実施

施策目標5 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティの人々への支援

⇒多様な状況に応じた支援、外国人への支援、障害者、高齢者、性的マイノリティの人々への支援

施策目標6 被害者支援を担う関係者の人材育成の充実

⇒職務関係者に対する研修等の強化

- ・支援に関わる各機関における実務研修や事例検討会議の実施による支援の質の向上、市職員全般に向けたDVや被害者の多様な背景の理解の促進

基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進

施策目標7 被害者の自立支援

⇒自立支援の促進、住居の確保に向けた支援、就労の支援、経済的な支援、各種制度の活用への支援、自立のための心のケア、地域における支援

施策目標8 子どもの健やかな成長への支援

⇒子どもの心のケア、就学支援と安全の確保

基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力

施策目標9 関係機関・民間団体相互の連携

⇒関係機関の支援ネットワークによる連携の推進

- ・「川崎市DV被害者支援対策推進会議」の開催による国、県、関係機関との連携の推進

施策目標10 民間団体との連携・協力の促進

⇒県内一時保護施設との連携、市内一時保護施設への支援、民間団体の活動への支援

基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進

施策目標11 DVに対する理解を深めるための普及啓発や教育の充実

⇒市における普及啓発の推進、男性の意識啓発の推進、暴力を許さない教育の推進、デートDV防止対策の強化

- ・働く場や地域など市民が暮らす様々な場での啓発や相談窓口の周知の実施
- ・高校生より若い世代の中学生に向けた啓発の検討などデートDV防止対策の強化

施策目標12 DV防止に向けた調査研究等

⇒DVに関する調査研究等

- ・国の動向等の情報収集及び支援の充実等に向けた国への要望の実施

第4章 計画の推進と数値目標

推進体制

- (1) 川崎市男女平等推進審議会
川崎市の附属機関として、DVなど男女平等の推進に係る重要事項について調査審議を実施する。
- (2) 川崎市DV防止被害者支援対策推進会議
弁護士会、医師会、裁判所、人権擁護委員協議会、民間団体、国や神奈川県及び関係部署等が意見交換を行い、計画に位置付けられた施策の推進に向け連携を図る。
- (3) 民間団体との連携
民間団体の持つ豊富な知識や情報を生かしながら計画を推進するため、定期的に意見交換を行い、連携を図る。
- (4) 神奈川県との連携
川崎市DV被害者支援対策推進会議等を活用し、連携を強化する。

計画の進行管理

- ・計画の点検・評価は「川崎市男女平等推進行動計画」と連動し、男女平等施策の実施状況をまとめた年次報告書の中で公表する。
- ・毎年度、川崎市DV被害者支援対策推進会議の下に設置される「DV対策庁内部会」に、施策の取組状況を報告し、進捗状況や課題の共有を行う。

数値目標

目標達成に向け、相談窓口の周知や予防啓発の取組の一層の推進を行う。

項目	計画策定時 【平成26(2014)年度】	現状値 【平成30(2018)年度】	目標値 【令和5(2023)年度】
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合			
①「平手で打つ」(身体的暴力)	①72.8%	①78.6%	①87.0%
②「殴るふりをしておどす」(精神的暴力)	②62.3%	②68.5%	②78.0%
③「必要な生活費を渡さない」(経済的暴力)	③72.9%	③78.9%	③88.0%
④「性的な行為を強要する」(性的暴力)	④81.9%	④88.4%	④98.0%
⑤「交友関係や電話を細かく監視する」(社会的暴力)	⑤56.5%	⑤57.9%	⑤62.0%
「デートDV」という言葉とその内容の認知度	39.6%	39.8%	45.0%
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度	33.4%	34.0%	40.0%
DV被害にあった際に、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	57.4%	52.9%	45.0%

～ 今後のスケジュール ～

令和元年11月20日	パブリック・コメント手続の開始
令和元年12月4日	パブリック・コメント市民説明会の開催
令和元年12月20日	パブリック・コメント手続の終了
令和2年3月	「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の策定・公表

「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）」 について御意見をお寄せください

配偶者等からの暴力（以下「DV」といいます。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会がその解消に取り組まなければならない重要課題の一つです。川崎市では、平成22年3月、「川崎市DV被害者支援基本計画」を策定し、DV被害者とその同伴児等の安全と安心に配慮したDV対策を推進してきました。その後、平成27年3月、「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に改定し、DVを許さない社会づくりに向け取組を進めています。

この度、これまでの取組状況や課題、社会状況の変化、DV防止法の改正等を踏まえ、本計画の改定案として「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）」を取りまとめましたので、皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

令和元（2019）年11月20日（水）から12月20日（金）まで

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、御提出ください。

* 電話及び来庁（口頭）による意見等はお受けできませんので、御了承ください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、案内にしたがって、専用フォームから送信してください。

(2) 郵送又は持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階
市民文化局 人権・男女共同参画室 宛て

* できるだけ、閲覧資料に付属の「意見書」を使用してください。「意見書」以外で提出される場合は、必ず、「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。「氏名」・「連絡先」は、「意見書」の内容を確認させていただく場合があるために記載をお願いするものです。

* 郵送の場合、当日消印有効です。

* 持参の場合、開庁時間（平日午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで）に、上記の市民文化局人権・男女共同参画室に提出してください。

(3) FAX

FAX番号 （044）200-3914

3 資料の閲覧

資料1 第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）概要

資料2 第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）

資料3 「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画（案）」について御意見をお寄せください

川崎市ホームページから閲覧できるほか、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所の市政資料コーナー、支所、市民文化局人権・男女共同参画室、川崎市男女共同参画センターに資料を配架します。

4 注意事項

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。なお、お寄せいただいた御意見の概要と、それに対する市の考え方と対応について、取りまとめを行い、川崎市ホームページで公表します。
- ・ お知らせいただいた個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理されます。御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。

5 説明会のお知らせ

計画（案）についての説明会を開催いたしますので、御参加ください。

【日 時】 令和元（2019）年12月4日（水）午後6時～午後7時

【場 所】 川崎市男女共同参画センター（すくらむ21） 第2研修室

住所：川崎市高津区溝口2-20-1

【申込み】 電話又はFAXで、前日までに申し込みください。

市民文化局人権・男女共同参画室

電話（044）200-2300、FAX（044）200-3914

問合せ先

川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室

電話 （044）200-2300